

埼玉県最低賃金の最



(平成29年度)

埼玉県最低賃金	時間額 (円)	埼玉県内で働く全ての労働者(特定(産業別)最低賃金が適用される人を除く。)に適用されます。	発効日
	871		

特定(産業別)最低賃金

	時間額 (円)	時間額 (円)	発効日
非鉄金属製造業 非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属系成形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。)	904	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	29.12.1
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	909	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	
輸送用機械器具製造業 輸送用機械器具製造業(産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(自動車・同部分品製造業を除く。))及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)	918		
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)	917		
各種商品小売業(※参照) 各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)	29.9.30まで849 29.10.1から871 (※参照)	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの	28.12.1
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	916	3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	29.12.1

○最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。

○著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の減額の特例許可金額が適用されます。

※「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の取り扱いについて

埼玉県最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。従って、平成29年10月1日以降は、「各種商品小売業(時間額849円、平成28年12月1日発効)」が適用される労働者については、「各時間額871円)以上の賃金を支払わなければなりません。

各種助成金等のご案内

●業務改善助成金のご案内(平成29年度)(中小企業向け)

- ・生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用を一部助成する制度です。
- ・助成対象
事業場内最低賃金1,000円未満の中小企業・小規模事業者
- ・5つのコースから選択
最低賃金引き上げ額が、30円以上、40円以上、60円以上、90円以上、120円以上の5つのコース
(埼玉県内の事業場は、60円以上、90円以上、120円以上のコースのみとなります。)
- ・助成金の対象用途
設備・機器の導入、サービスの利用
例 POSレジシステム導入による在庫管理の短縮など
- ・申請締切 平成30年1月31日
- 詳しくは、埼玉労働局雇用環境・均等室(電話048-600-6210)まで

●キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内

- ・全て又は雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等に適用される基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。
- 詳しくは、事業所管轄ハローワークまで

●ワンストップ無料相談窓口のご案内

- ・中小企業・小規模事業主の皆様に対して、賃金・労働時間制度・安全衛生管理など経営・労務管理について、専門家が無料で相談に応じるサービスを行っています。
- ・専門家の派遣も無料で行っております。
- 詳しくは、埼玉県最低賃金総合相談支援センター(0120-310-394)まで(平成29年度委託事業)